

第52回平成25年9月与謝野町議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成25年9月17日

開閉会日時 午後1時30分 開会 ～ 午後6時24分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢箆毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文(途中退場)
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	商工観光課長	長島 栄作
総務課長	奥野 稔	農林課長	井上 雅之
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	教育推進課長	小池 信助
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育次長	和田 茂
加悦地域振興課長	森岡 克成	下水道課長	西村 良久
税務課長	植田 弘志	水道課長	吉田 達雄
住民環境課長	朝倉 進	保健課長	前田 昌一
会計室長	飯澤嘉代子	福祉課長	浪江 昭人
建設課長	西原 正樹		

5. 議事日程

日程第 1 議案第 86 号 平成 25 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 2 号)

(質疑～表決)

6. 議事の経過

(開会 午後1時30分)

議長 (赤松孝一) それでは、本日も本会議を開くわけでございますが、まず台風18号によります被害が、本当に日本列島あちらこちらで大きな災害が起きています。お亡くなりになった方、またけがをされた方、また被災者の皆さんに心からお悔やみを申し上げたり、また激励をしたいというふうに思っています。

議会事務局のほうにも、町民の声としまして、議会としましては隣の福知山市、中でもとりわけ大江町なんかで、非常に近いところで大きな災害が起きているので、議会としても募金をするとか、また災害復旧のお手伝いに行くとか、そんなことをされてはどうですかという町民の声も届いていますので、また後ほどその点についても検討したいというふうに思っています。幸いにも当町では大きな被害もなく、これからまた後ほど、町長なり、また職員のほうから報告があると思いますが、皆さんも今後またいつどんな災害があるかわかりませんので、ぜひとも安心・安全のまちづくりに議会としまして一層努力したいと、こんなふうに思っています。

それでは、ここで太田町長からご挨拶をお受けいたします。

太田町長。

町長 (太田貴美) 本日は、台風一過、大変すがすがしいお天気になっておりますけれども、今回の大型台風により被災をされました方、またお亡くなりになりました方、全国で本当に、今、議長からございましたように、大勢の方がそうした災害を受けていらっしゃいます。そうしたことに對しまして、我々も心からお悔やみなりお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

先ほどご報告ありましたように、幸いなことに、与謝野町におきましては床下浸水が1件、その他若干の土砂崩れといえますが、小規模なものがあつたぐらいで、本当に大きな被害はなく済んだことを本当にありがたいことだというふうに思っております。

しかしながら、お隣の福知山市におきましては、もうご承知のとおり由良川が氾濫し、本当に大変な状況でございます。福知山のほうから通っている職員もおりますし、町のほうからも、あちらのほうへ働きに行っておられる方もございます、学校や。そういった意味でも、近隣のそうした市に對しまして、町も何らかの形でお見舞いを申し上げたいというふうに考えておりますのと、職員のほうも早速、日本水道協会の要請によりまして、与謝野町の水道課の職員2名が福知山のほうにお手伝いに行かせていただいております。そうした形で、できる限りの協力、支援をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞ議員の皆さん方のご理解、また町民の皆さん方の応援もよろしく願い申し上げたいというふうに思います。どうぞよろしく願います。

議長 (赤松孝一) 本日の会議には、白杉教育委員長より欠席の届けが参っておりますので、皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1、議案第86号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。本案については、既に質疑は終結し、修正の動議が提出され、修正案に対する質疑に入ってお

ります。

ここで、暫時休憩します。

(休憩 午後 1時34分)

(再開 午後 5時10分)

議 長(赤松孝一) 休憩を閉じまして、本会議を再開いたします。

13日に引き続きまして、提出者、勢簀議員への質疑になりますので、勢簀議員は答弁席へお願いいたします。

それでは、ここで前回に引き続きまして、修正案に対する野村議員の質疑を続行いたします。

野村議員。野村議員、どうぞ。

1 番(野村生八) それでは、続行します。

提案理由で、買収単価が高いと言われましたが、この当時の買収単価の積算を知ってそういうことを言われとったのかと思ったら、これを知らなかったというふうに答弁されました。そして、旧加悦町の1,700円は認めると。ただし、今回の件が認められないと言われましたが。ということは、京都府の積算そのものがおかしいということをおっしゃるんですか。

議 長(赤松孝一) 勢簀議員。

1 5 番(勢簀 毅) 私は、京都府のがおかしいと、これは京都府がおやりになつとることですから、私がおしを申し上げる権限もありませんし、そのことを申し上げるとつもりは全くありません。

議 長(赤松孝一) 野村議員。

1 番(野村生八) つまり、前回も言われましたが、この1,700円は妥当だという認識ですね。

議 長(赤松孝一) 勢簀議員。

1 5 番(勢簀 毅) 妥当というよりも、私は旧加悦町がこの金額で現実に買収をし、事業を執行してきたと、そういうふうな経過に立って考えると、この金額はやむを得ないかなと、こういうふうに思っておるところでございます。

1 番(野村生八) この金額が妥当かどうか、今回の提起されとる1,700円は。

議 長(赤松孝一) もう一回質問してください。

1 番(野村生八) 時間がないですよ。言っていることは答えてもらわんと。

議 長(赤松孝一) ちょっとどうですか。ちょっと聞こえんので。

1 番(野村生八) 今回の1,700円の単価が提起されとることを、京都府の基準で出されとる内容はさっき言われましたが、はじめてわかったと。これは妥当かということ、思われているかと聞いているんです。

議 長(赤松孝一) 勢簀議員。

1 5 番(勢簀 毅) 私は、妥当というふうには思っておりませんが、やむを得ないというふうには思っております。

議 長(赤松孝一) 野村議員。

1 番(野村生八) 次に線下補償についてですが、勢簀議員、提出者は行政書士の資格を持っておられます。住民からの相談は、仕事として取り組んでおられます。住民から線下補償のついた土地を売りたいという相談があつて、線下補償分は何カ月分ぐらい請求すべきかと相談があつた場合

に、どのように答えられますか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） まだ、私そういう仕事に遭遇したことがございませんので、具体的に何カ月ということを今申し上げるという知識を持ち合わせておりません。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 何カ月というのは個々の事例で変わるとは思いますが、線下補償分は請求すべきでないという、相談者に対して回答をされますか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 当然、私が相談を受けた場合は、その方の権利を守るという立場ですから、それは一定の数字は出さざるを得ないと、こう思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） この地主の方が要求されて、そして長年の交渉で、ようやくこの10年で、地主の方はもっと長かったんだと思うんですが、妥結できた。そのことを、町が出されることに、今の話だと当然だということになるんじゃないですか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） ただ、私も線下協議会のお話を詳細に聞いたこともございませんし、またそういった事例に遭遇したことはありませんが、幾らかの金額は、私がアドバイスするなら、認めざるを得ないという立場でアドバイスはするかもわかりませんね。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 10カ月は認められないけども、幾らかは認められるという提案趣旨ですね。

1 5 番（勢簀 毅） 10年。

1 番（野村生八） ごめんなさい、10年はだめだけども、幾らかはあっても認められるという今の答弁ですね。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） それは、やはり相談者の権利を守るという立場で私と与えられとる仕事は、それは、もうそういうふうには答えざるを得ないと思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 議員は住民の暮らしを守る、営業を守る立場で働くと同時に、そういうことを行政が働きかけるように、取り組むように施策を。議会で働くのは議員の仕事ですよ。これ同じ立場で考えれば、提案理由で言われたことはおかしくないですか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） それは、私は矛盾しないというふうに思っております。私が今与えられとる役は、この議会の中で、やはり住民から負託を受けて、そして議員としてやっぱりチェックをすると、そういった役を与えられておりますので、私はそのことは矛盾しないというふうに思っておりますけど。

ただ、個々に相談を受けたら、やっぱりその立場というのは、私はそれは職務上尊重しないといけないというふうには思いますね。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） さきの一般会計補正でも指摘をしましたが、この与謝野町では、予算を減らすことがいいことという視点よりも、その予算を住民のために使うことが大事だという視点、つまり、議員も行政も、暮らしや営業を守るための効果的な支出をするために働く。それは、行政書士として先ほど言われた立場と、私は同じだと思うんですよ。だから、この地主さんも、一人の町民です。この方だけではだめだから、公正を期して、ほかの方も同じようにということを指摘しましたが、そういう立場で見て今回の線下補償がどうなのかと。10年は長いけども、もっと少ないのらわかりますが、全く必要がないという提案理由というのはおかしくないですか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

- 1 5 番（勢簀 毅） 私は、この文教厚生常任委員会に出た資料を見ました折に担当課長に申し上げましたのは、先ほど野村議員さんおっしゃった、いわゆる国保税の部分が落ちていると違うかと。国保税ですね。旧加悦町の認識でいきますと、いわゆる3,000万円までは、これは協力していただいたということで、それは国保税を、伊藤さんもおっしゃいましたけれども、これはもう科さないという取り扱いがされとったのに、むしろ、その課税分というこれよりも、私はそのことが落ちているのではないかと課長に申し上げた、この間。そうしたら、いやいや、もうそれは今はやっとなんという答弁だったんですけどね。そういう視点から見てはおるつもりですけども。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 贈与税まで払うことも認められないということですが、収用権が認められている公共事業ということで、インターネットでそう思うという提案理由ですけども、これはインターネットに全部書きません。その中に1回しか認められないというただし書きがあるということを知りました。そうなら、今回は適用されないということになるのではないですか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

- 1 5 番（勢簀 毅） 私は、1回というのは、その事業について、その当事者との関係で1回、2回ということを知税庁は言うてるんだと、こういう理解しておりますけど。そうではありませんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 終わりました。

- 1 番（野村生八） 国税庁にちゃんと調べて答弁されているのではないということがよくわかりました。

終わります。

議 長（赤松孝一） ほかにございますか。

7 番、伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） それでは、引き続いて質問を私は続けたいと思っています。時間がありませんので、ちょっとまくし立てるような感じになるかと思いますが。

1 点目の質問です。かつて、提案者は町職員として、この問題になっている加悦地域最終処分場事業の担当課長だったという経歴をお持ちです。また、その経験を生かして、今では行政書士という資格を取得されておられます。あなた自身は、裏も表も含めてよく精通されている。だから、今回の問題の経緯や、当時からの課題、地権者がどういう状況だったのかなど、用地にかかわる点についても状況把握は、我々議員全体の方と比べたときにでも比較にならないほどの知識

もあって、最も詳細に理解できる立場にあります。こういう認識で間違いないでしょうか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 伊藤議員さんの今ご質問の中で、確かに私が平成8年の人事異動で住民課長に職を与えられました。このときには、既にもう不燃物処理場は完成をしておりますね。それで、それ以前は私、平成5年からは福祉課長になっておまして、全くこの部分については関与もありませんし、また詳細を知る立場にもなかったということを申し上げたいと。

それで、その後、来ましてから、いわゆるあそこのスタッフの問題とか、あるいは現在の容器リサイクル法の一番もとの年でしたので、その組み立てに奔走をしておりましたが、平成10年に私議会出ましたんで、この部分について、その価格構成について全く知る立場にもなかったし、十分な認識は持っておりません。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） その点で、私が記録でわかったことなんですけども、年月はわかりませんが、年月というか、月日は、平成7年から平成9年ごろまで課長をされていたということですね。

1 5 番（勢簀 毅） 福祉課長。

7 番（伊藤幸男） いやいや、平成7年から9年ぐらいまで、この担当課長をされていたというふうには理解しています。ですから、今全くここについては知らないという話がありましたが、私はそうでなければならぬはずだというふうに思っています。少なくともその期間、何年かおったわけですから、そのことを知らないというはちょっとおかしいと思います。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 私が確かに住民課長をしましたが、そのときには、もう不燃物処理場は完成しておりました、職を与えられたときには、これは調べてもらったらわかりますし。その前は福祉課長、それでその前は農林課長で、今の道の駅を完成して、それで私ここで終わりましたんで、それはちょっとそういうことにはなっていないと思いますけど。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 確かにあれなんですけど、先ほど全協の中で言いましたが、第2期という言い方を私しました。このときがそれに当たるんですよ、私がずっと調べると。ですから、私は、今僕が言ったことが、そんなまんざらずれている話ではないというふうに思っています。

次の質問に移ります。そのことを踏まえて。

今回の補正予算、そして修正案の提出があったわけですが、この点は、全議員が十分理解する上で判断しなければならないということでもあります。提出者の皆さんは、皆さんというのは賛同者も含めてですが、ほかの議員の皆さんにも何の説明も相談もなく、秘密裏に進めて、突然出されたわけでもあります。じっくり考える時間もありません。加えて、今回の措置は、議長の計らいで全協が開かれたということの前の段階の経過を言っているんですけども、議員間の活発な討論、全議員の状況等、その認識ですね、これを共有することは非常に重要な課題であります。これは議会改革でも中心的な課題です。この角度からも極めて問題があると思っています。

もちろん自治法の改正で、会派や政策集団が突然、議運もかけずに直接本会議に提出することも許されることは十分知っています。承知しています。しかし、与謝野町の議会のルールというのは、前にも申し上げましたが、意見書や修正案等々、こういうものの扱いは議運で諮ってから

議会日程にのせる、このことを原則にしています。この基本的なルール、慣習を破ることになるんです。これが1点ですね。なぜほかの議員に十分な協議もせずに、どさくさに紛れて競合するようなやり方をやるのかと。全く私は理解できません。よい形で、議会全体の合意を受けて出すこともできたはずですが。議会の合意ができない場合もありますが、そのときは有志で出すと、このことも十分できたわけなんですね。いかがですか。見解を求めます。

議長（赤松孝一） 勢簾議員。

15番（勢簾 毅） 今、伊藤議員さんがおっしゃったのは、いわゆる全ての議員さんとやはり意見交換をしてから、こういった重要なことは出すべきだと、このことを私はおっしゃっと思うんですが。

私どもがやってきましたのは、事前に何人かで話をし、そして大多数の議員さんの意見を聞いて、その結果いろんな意見がございましたが、今回についてはこういう形で出すのがいいんじゃないかと、そういうまとめ方をしたので出させていただいたと、こういうことでございます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 私は、やっぱりこういう大事な問題、非常に重要な問題ですよ。意見書を出すぐらひの話ではないんですね、一般的な。ですから、私はこの問題は非常に大事だと、議題が。こういう中では、私自身がどう感じたかという、物すごい政治的で、作為的な思惑の強い提案だというふうに私自身は感じざるを得ません。

次の質問に移ります。次は、問題になった3項目ほどお伺いします。

まず、買い入れ価格の問題です。先ほどから答弁でいろいろと言っておりますが、依然としていかにも高額だという説明ですよ。それで、私あの討論見ていて感じたのは、平米当たり1,700円というのは、府の事業、府道の件との整合性で決めたという経過があります。そうなら、それを全く否定もされなかったわけで、この点では道理が、譲歩することはあるでしょうが、あるんじゃないかと。いかがですか。

議長（赤松孝一） 勢簾議員。

15番（勢簾 毅） 私は、まことにお恥ずかしい、今回この値決めが旧加悦町でされたときのその資料を見るまで、はっきりとどういうことでこの1,700円がはじき出されたということは、私自身は熟知していなかった。1,700円という数字は知っていましたが。これはそういうふうにご理解をいただきたいと思っており、まことにそれは勉強不足な点があったかもわかりません。

しかしながら、今私どもはこうして、修正動議出しましたけども、その経過から考えますと、これについては私自身の考えはありますが、やはり旧加悦町でこれを決めていたという点から考えると、私はむしろこの中に包括して全部出していただいたほうがよかったんじゃないかなと、このように思っていますけど。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それは見解の違いでしょうで、そうして1本で価格を決めてというのは非常にまた問題が起きるんじゃないですか、質疑の中で。

次の質問ですが、いわゆる線下補償の問題です。これは、先ほども申し上げましたが、地上権といえますか、地役権とかいうのは、今回の場合、高圧電線が撤去されない限り、用地から切り

離すことができないわけですね。これは、勢簀さんはよくご存じのはずです。それをよくないという立場をとっておられるんですが、行政書士のあなたなら、このことは非常によくわかるというように思うんですよ。それで、関電交渉でも永年補償をやっているのは今ありますよね。これがかかなり多いです。一方で、単年度で決める一時金の補償の場合でも、20年間補償の部分を一括でするとするのはたくさんありますよ。この点はどうお考えですか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 私、今回この話の中で、野村議員さんや伊藤議員さんからそういうお話を聞きまして、ああ、そういうこともあるのかなということ、その部分についてははじめて知ったわけです。

ただ、この線下補償というのは未来永劫に続くかどうか全くわかりません。現に、いわゆる私それを言うとデータがあるんか言われると困りますが、財産区の区長さんを持っていらっしゃる区長さんで、旧加悦町でも幾つかございます、線下補償のところ。そこで区長さん方のお話を聞きますと、一番ええときの3分の1に下がったわと、こういうふうに聞かせてもらっておりますね。いつこれも本当にどうなるかということが、非常に私は不透明だということにも思っております。それで、全く否定はしませんけれども、私はそんなこのものが未来永劫に続いたり、あるいは将来が約束されるものではない。これは、こういうふうに思っておるのが正直なところです。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次に移ります。課税された税金までと言われる問題ですね。この点は、公共用地取得の場合は、先ほども私、全協で言いましたが、加悦でもやっていたわけですね。あなた自身も、先ほどの答弁の中で言っていたとおりです。私は非常にいい制度だと。それで、またそういう考え方に立つことが大事だということに思うんですが、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） それは私も常々そういうように思っております、今回のでもこの資料を見ましたときに、私は担当課長に、国保への措置が抜けているのではないかとことを申し上げたというのが本当のところでした。課長のほうからは、いや、今この制度はなくなったということですからご了解いただきたい、こういうお話がありましたけど。しかし、私は、今の国保の置かれとる状況から考えますと、いわゆる公共事業に協力していただいた人には、どういう状況に置かれとろうと、私は公共事業に協力していただいたということについては、それなりの国保税に対する措置があつてしかるべきではないかと。現在のちょっと算定方式を、ちょっと今頭にありませんので申しわけありませんけども、そう思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 行政側が住民のニーズにこたえてやる施策ですよ。ましてや、この処分場の場合には非常に大事な事業です。この点からしても、私は国保だけでなく、直接的に税金の対応も、今提案されているような対応も私は整合性があるというように思っているんです。

それから、次は最後になりますが、いわゆる契約に書かれていない原状復帰の問題ですね。この問題です。地権者や周辺住民の皆さんの立場に立てば、悪臭や車両の出入りなど誰もが嫌がる処分場の用地提供を、言うなら長年、長年にわたって協力してこられたわけですね。この考え方

は、今後の処分場建設や、これから予定されていますけども、今、広域ごみ処理施設の場合もありますし、こういうまさに基準になるもんだと。だから、安くすればいいというような性格では全然ないと。きちっと合意形成をする、みんなでいい町をつくっていくというのは、そういう言うなら、言い方が少しあれですけども、そういう方々の思いにも、当事者の思いにも思いを寄せて、そういう立場で私は施策を進めていく。このことが非常に、特にこういう町政の行政の場合には要るのではないかとこのように思っているんです。この点ではいかがですか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） これは、伊藤議員さんおっしゃるように、そのことは考慮していかなあかんと思っています。

ただ、迷惑施設という認識がもしもあるとするならば、そのために地元協力金やら、いろんな格好で地域に、私は町もいろんな施策導入を図り協力している部分も多々あると思っと思っています。したがって、この金額だけでこのことを推しはかることは、今の、これはちょっと私は難しいのではないかなというふうに思いますけど。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 僕が今言ったように、金額でそのことを表示しようなんていうことは言っていない。それは一つにすぎません。基本的な考え方、考え方の立場をそこに置くんなら、今回の提案みたいな話は、私は出てこないん違うかと。どさくさに紛れて、我々に協議も一つも言わずに出すようなことは、僕は普通ルールマナーというか、からすれば考えられない態度だということを申し述べて質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 3 番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 提案者に質問させていただきますが、お二方の議員さん、かなり突っ込んで質問されましたので、できるだけダブらないように質問させていただきたいと、このように思います。手短かにやらせていただきたいと思います。

まずお二方の質問を聞いておまして、基本的に平米当たり1, 700円、やむを得ないんじゃないか。それから、線下補償についても、今回の議論の中で、あるいは全協の中で、それからまた質疑の中で、いろいろとはじめて知ったこともあったというようなお二方に対して答弁されております。それから、課税分です。これについても土地収用法、先ほど提案者からの資料でありますように、土地収用法の問題と、またその法律で収用権が認められている公共事業のためにという、ここがいわゆる私はネックになっと思っ違うかなと。ですから、恐らくこの課税分というのは認めてくれないんじゃないかなと、この点が私はちょっと、私も勉強になりましたし、この点についても、私はやむを得ないと思っおられるんじゃないかと思いますが、その点を確認したいと思います。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 私は、その土地収用法、ちょっと十分な認識がないんですが、一つは、この特例を受けるとするのは、租税特別措置法の関係なんですね。それで、これを見ますと非常に詳細になっておまして、細かい適用条件というのがいろいろございまして、しかしながらその大筋は、先ほどの資料に入れておきます国税局の私は考え方にあると思っおまして、したがって、町がそれに合う計画を私はもう絶対につくることがまず要件になると。これがクリアされないと、

もうどんな話もなかなかできなんではないかなと思っておりますが、今それができるかどうかわかりませんが、対象になるかどうかわかりませんが、私としては、そうしております。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） また同じことの繰り返しになるかわかりませんが、土地収用法は、最初の計画の段階のときにやっぱり当てはめるというのが基本だろうと私は思っております。今回のように、後で買うんだというのには当てはまらないんだと。だから、それは担当課のほうも税務署と協議をされた上で、こういった提案をされとるというふうに私は理解をしとるんですけども。

ただ、これは今回のことだけじゃなしに、ほかでも私はあったというふうに記憶しております。ですから、これだけではないというふうに私は思っております。これが最初の段階の、いろんな事業あります。土地を買われるときには、例えば後野公民館だとかあたりも土地収用法を充てておられるんじゃないかと、私はこのように思っております。その点は、もしご存じでしたら。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 今、有吉議員さんおっしゃいました後野公民館が、私は土地収用法に該当して、その適用を受けたかどうかというのは知識として持ち合わせておりませんので、認識をお願いします。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 例えばの話をしたわけで、これはたくさんあるんです。たくさんあります、与謝野町の事業の中で。旧野田川のころだってたくさんありました、私の記憶では。ですから、大事なことは、今度のこの修正案が、私は、大事なのは通った場合、600万円の減額ですわ。なぜこれが落とさなければならぬのか。そこいらが今度起きてくるわけなんですね。でも、勢簀議員の提案者のお話を聞いていますと、課税分についても「だろう」話じゃないですか。私はそう思います。あとについてはやむを得ないん違うのかなと。線下補償についても、これも新しく、はじめて知ったこともようけある。我々もそういうとこたくさんあります。

でも、やはり我々議員も大事なものは、下手な筋を通すと。私は行政だけの味方をしとるわけではないんです。やっぱり今後のこと、それから迷惑施設いうたら、また誤解があるかもわかりませんが、地権者さんも住民であり、それから利用者も住民です。役場が管理しとるという関係があっても。やっぱり町民が利用する施設なわけですね。そこが今後のことを考えてこういった提案をされたというふうに思う中で、課税分についても、私はだろろうでは済まされんことではないかというふうに思うんです。よろしくをお願いします。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 有吉議員さんおっしゃることは、もっともな部分もあると思うんですけどね。

ただ、我々がほんなら議員活動として税務署へ行って、こういうことが今相談したいという詳細を申し上げるなんてことはできないんですよ。そんな町が後から行って、全く今度私どもが話した話と違ったり、あるいは同じ話でもそれを聞くことを私はできないというふうに思っておりますのと、それから国税局、例えば宮津税務署に電話して聞こうと思っても、全部大阪国税局にストレートに入るようになっていきます、電話がね。それで、そういう関係があって、こんなことは電話で話すことじゃありませんし、実際に窓口に向いて担当者とお話することになると。これは関西電力もそうだろうと思うんですが。そういう話を私どもが行って先にしてしまっ

と行政の側が行かれるなんていうことは、私は、もうそれは大変な邪魔なことになりまして、私はそんなことはできないというふうに私自身は思っていますけど。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 税務署に行かれて、聞いて、教えてくれるか、教えてくれんかは私にはわかりませんが、ただ私も行って聞いたわけではございません。本当になるんか、ならんか。教えてくれるかどうか、これわかりません。だけど、私が今までの中で、こういった課税分をしゃあないのかなという事案もありましたし、それから土地収用法に関しては、ただ国家権力で土地を取り上げるといふばかりが土地収用法ではなくて、税金対策で、土地収用法にかけて税金対策をするという事例はたくさん見てきましたので、私は私なりに線下補償のことも今回のことでもかなり勉強させていただいたというふうに思っております。

ですから、そういった意味では、この提案に対してです。確かに、ある意味勇気を持たれて、賛同者を得て提案されたわけですが、これが、私は修正動議が通ってしまうと、これまた大きな悔恨も起きるんじゃないかなというふうな気はいたします。これも、私はやっぱり議員として、行政の味方するのではなしに、議員としての思いで提案者に聞いておるわけですから、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） お答えになるかどうかわかりませんが、私もここ1年ほど議会活性化委員会に入らせていただきまして、議員の与えられとる役割、あるいは議員が果たさなければならぬ役割についていろいろ勉強をさせていただきました。そうした中で、やっぱり今住民の方々が議員に求めている、期待していることを考えますと、私は議員の立場でしっかりとそのことをチェックしていくということに対する期待が大きいと思っておりますね。

したがって、今回の件についてもいろいろ意見はあると思いますが、やはりこの議会の、私はこれは一つの良識ということで受けとめていただけるのではないかなと、こういうふうに思っておりますけど。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） お気持ちというのか、ご意見は重々承りました。

最後、質問ではないんですけども、ただ議会活性化、確かに我々も議員として、同じ時代に一緒にさせていただいて、またこうやって議論をさせていただくということも、町民の方々に見ていただくということも大事なことですし、いろんなことがあっても、一方の意見でなしに、いろんな意見があるんだということも大事なことでないかなというふうに思っています。

質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 済みません。有吉議員さんは農業委員会の大ベテランでございますし、今の今日の与謝野町農政のかなりな部分を担っておられますが、ちょっと私、説明を落としておりましたんで申し上げておきます。有吉議員さんに参考になると。この日本農業会議所がサンプルにしております数、これ旧市町村の数、市町村を幾つかに分けてやっているんで、1万436件ですね。これが先ほどのデータの基礎になっておるといふことが一つと、それから「中田（ちゅうでん）」というのを書いております。中田は、これはそれぞれの調査地区の市町村、いわゆる昭和

25年1月1日の旧町における、これの収量の水準や生産条件が平均的な水田、このことを中田
という、こういうふうに言っております。ちょっと補足してお答え。申しわけありません。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 補足説明いただいてありがとうございます。

ただ、先ほども言いましたけども、この資料は今回のこととは全く関係がないのではないかと
いうことも申し添えて質問を終わらせていただきます。

議 長（赤松孝一） 提出者に対する質疑は、ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

提出者はもとの位置へお帰りください。自席のほうへ。

これから、議案第86号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）について討論を
行います。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。原案に対する賛成意見の発言を許します。

原案というのは、平成25年度予算一般会計補正予算（第2号）の町提案の原案に対する賛成
意見の発言を許します。

1 番（野村生八） 休憩をお願いします。

議 長（赤松孝一） 休憩。

1 番（野村生八） 採決の仕方をもう一度。

議 長（赤松孝一） 何ですって。

1 番（野村生八） 採決の仕方、順番を。

（「修正動議が先ではないか」の声あり）

議 長（赤松孝一） 休憩、だから、賛成者がありますか。

（賛成者あり）

3 番（有吉 正） ちょっと待ってくださいよ。修正動議を先にされるんでは。

7 番（伊藤幸男） 賛成者をとっている。動議を出している。

（賛成者あり）

議 長（赤松孝一） じゃあ、休憩を。

それでは、6時まで休憩します。6時に再開いたしますので、よろしくをお願いします。

（休憩 午後 5時48分）

（再開 午後 6時00分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

それでは、まず原案に対する賛成意見の発言を許します。

野村議員。

1 番（野村生八） 私は日本共産党議員団を代表し、平成25年度一般会計（第2号）補正予算に対
する賛成討論を行います。

本補正予算は、集中豪雨による災害の対策予算、また京都府が始めた風疹予防の与謝野町での
助成事業予算、京都府から移管される養育医療事業を進めるための予算、また織物技術革新事業
補助予算、そしてやすらの里の浸水対策としての調査の予算など、住民の暮らしと、命を、営業

を守るために必要な予算が計上をされています。

問題は、加悦の廃棄物処理場の土地購入予算600万円についてです。これが認められないとの修正案が出されました。私は、この修正案には賛成できない。したがって、原案に賛成をするものです。

この修正案は、加悦最終処分場の一部の借地を買うための予算に対して、提出者は当初の提案説明では余りにも高額で絶対に認めてはならないと言われました。つまり、この予算が不適切であり、削除することを求めての修正動議であります。提案理由としては、10アール当たり170万円、つまり平米当たり1,700円の単価が高いこと。線下補償分10年分と譲渡所得課税分を上乗せすることは認められないこと。公共事業用地として必要な土地なら、5,000万円まで税金はかからないはずで、課税されることは重要な用地ではないと思う。今後の町の用地取得に重大な禍根を残し、絶対に認められないと提案説明をされました。

質疑の中で、これらの理由には根拠がないこと、十分な調査どころか、ささいな調査もされていないことが明らかになりました。最終処分場という住民の暮らしの基盤として大切な施設の土地を購入するという重要な予算であるのに、このような姿勢で修正案が出されたことが、まず賛同することができません。土地の単価は下がっており、平米単価が高いと言われたが、基準にしている京都府の単価は1,655円から1,830円へと上がっているにもかかわらず、当初の買い取り価格と同じ1,700円で合意されており、むしろそういう意味では安い合意と言わざるを得ません。この内容を指摘すれば、十分な調査もしておらず、提案理由としての根拠がない、こういうことも明らかになりました。だからこそ、提出者は私の質疑を受けた後から、直ちに単価1,700円は仕方がないが、付加されているものが納得が得られないのだと提案根拠を突如変更されました。思いつきの提出としか受けとめられません。

次に、線下補償は必要ないと言われたが、土地についている地役権であり、高压線のある限り、何年でも法に基づき補償金が入るとされる権利です。権利があるから自動的に補償金が出るものではなく、個々の要望には関電がこたえずに補償金を払わない場合もありますが、線下補償の境界等、皆さんが集まり交渉する中で、ようやくこの補償金が出るようになってきた権利です。この権利がついた土地を購入する以上、その権利を、購入分を補償することは、土地の交渉としては当然のことです。問題は、何年分で合意するかということです。約12年前から交渉が始まりましたが、このことが合意ができない最大の課題であったと推測をしています。この間の長年の交渉で、当初よりも補償期間を短くし10年間として合意できたものであり、これがとてもお手盛りとは思えません。さらに、この線下補償の問題や協議会のことも十分知らないという答弁もありました。

次に、譲渡所得課税分の上乗せについては、公共事業用地として免税されるはずだから、「はずだから」です。この分を今回の買収価格に含めることは絶対に認められない。今後の用地取得に過大な禍根を残すとまで言われました。このような町民の福祉の向上に必要な公共用地として大切な財産を提供していただく場合、行政としてとるべき私は本来の姿勢であると考えます。だからこそ、提案者自身も答弁の中で、最重要な課題だと思っている場合はこういうこともあると答えられました。つまり、あり得ることだけでも、この土地を、今回の土地を購入することは大事な課題だと提案者が思っていないということです。

共産党議員団は、最終処分場の建設は最重要課題であり、その土地は当初から全て購入するべきものであったと思います。何らかの都合で一部借地になったようですが、旧野田川最終処分場も閉鎖後に全ての土地を購入したように、町の土地として安全に安定して運営することこそが最重要課題であると考えます。その大事な土地を賃借で借りてきたことを改め購入することは、まさに最重要課題ではないでしょうか。大事なのは、課税所得、課税分の上乗せが公平性に欠けないように行うこと。特定の人に対してだけ行うべきではないと考えます。質疑の中で、あしき前例になると言われたが、よき前例として、今後は住民の協力に対する基準を明確にした運営になるよう求めておきます。

また、地権者の言いなりに予算をふやしていると答弁されましたが、このように行政はしっかりと約12年に及ぶ交渉の上、ようやく合意し、予算計上をされたものです。修正案の提案理由は成り立ちません。

このように修正案は提案根拠がなく、十分な、さらにはちょっとした調査もないままに提案されたものと言わざるを得ません。この修正案は撤回すべきだと考えます。長年の地主の協力にこたえるために、早く買収することが求められます。線下補償は予算を確保しなければ、関電との交渉が始められないとの課長の答弁でした。それならば、一刻も早く予算を確保し、交渉を行い、それに基づいた適切な予算執行での買収を行うよう求めます。

よって、この修正案には賛成できる余地は全くないことを指摘し、反対するとともに、原案に賛成する意思を表明し、賛成討論とします。

議長（赤松孝一） 次に、原案及び修正案両方に対する反対意見の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 発言なしと認めます。

次に、原案に対する賛成意見の発言を許します。

3番、有吉議員。

3番（有吉 正） 私は、民主みらいの会派、有吉でございます。

一般会計（第2号）補正、原案に賛成の立場で討論をいたします。

加悦最終処分場の買い上げについて、補正予算600万円がつかしました。これに対して、この600万円が認められない、そういった修正案が出されました。もしこの修正案が通れば、大変住民にとって大事な、地権者にとって本当にこれを乗り越えていかなければならないという大事な施設であります。町がこの先最終処分場として7年間使っていかなければならない、またその後、水の問題、ガスの問題、管理をしていかなければなりません。そういった住民にとって大事な予算をここで通さないわけにはまいりません。

修正案では、土地の買い上げ単価が高い、また高圧線の線下補償分、10年分、なぜ支払わなければならないのか。また、課税分、なぜこれを持たなければならないのか。こういった、大変これについての考えの修正案であります。しかし、提案者は、この買い上げ単価についても提案説明とは違い、やむを得ない、このようにおっしゃっておられました。また、線下補償についても、私たち議員が大変これについては一つの権利としてどう扱うのか、こういったことが勉強になった。また、提案者についてもそのようにおっしゃっておられます。それから、課税分であります。これにつきましては、提案者も、土地収用法のこと、その他法律で収用権が認められてい

る公共事業のためにと、こういったその課税の特例が受けられることにこれは当てはまらないということに対しての修正動議だと、このように思いますが、これについても、もう一つきちっとした裏づけがありません。

先ほど野村議員が言われたように撤回すべき案であろうと、私はこのように考えております。確かに住民のためにチェック機能を我々議会は持たなければなりません。それはおっしゃるとおりでございます。議会基本条例もつくったことでございます。議員も自分に足かせをして、いろいろハードルを上げております。ですから、ただ単なるそういったことだけじゃなしに、行政を進めていくということを我々は真摯に考えていかなければならない、このように思っております。

修正案に対する反対意見になりましたけども、ぜひ議員諸兄にはこの一般会計（第2号）補正の原案をぜひご賛同いただきますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（赤松孝一） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、一般会計補正（第2号）の修正案動議に対する賛成の立場で討論をさせていただきます。

私も借地で最終処分場が運営されているということには違和感を感じますし、また、早く買い取りができれば買い取りをするということに基本的には反対する立場ではありません。

ただ、きょうまでの経過、いろんなことを聞いておりますと、12年間交渉をされておる、旧加悦町からずっと交渉をされておる。そしてその内容を、議長のほうからも、本会議では言いにくいこともあるだろうと、全員協議会でという配慮もしていただきました。副町長の答弁の中では、細かいことは言えませんというような言葉もありました。私が聞かせていただいたのも、今回補正予算が出て、はじめてこういう大切なことが交渉されていたのだなということを知ったのがはじめてであります。

いろいろと質疑の中で問題提起されましたが、特に今回私は、やはり線下補償に対する、いわゆる地主が変わる、いわゆる権利者が変わっても、それを10年間補償するというその意味が、私にはどうしても理解ができません。野村議員が言われた漁業権とか、立木補償。漁業権については、これは私も野村議員ほど勉強しておりませんので詳しいことはわかりませんが、個人が持っておられますし、この権利については、いつでも移動をしようと思えばできる権利であります。また、立木補償については建設課長から少し説明がありましたけれども、立木の立っている部分についての補償ではありません。あれは、大きくなると、何十年後にこれだけ大きくなるという分を想定して補償する部分であって、現在の線下補償、いわゆる今議題になっております線下補償とは違うと、基本的に違うものであるというふうに私自身は理解をしております。そして、質疑の中で明らかになりました、地主が変わることによって線下補償の権利は変わるという答弁も明らかにされる中で、なおかつ10年分を補償されるということについて、私自身はどうしても理解ができない立場であります。

以上、簡単な賛成討論になりましたけれども、交渉経過が12年もたっておるのに、委員会でも一言も説明をされたこともありませんし、はじめて知ったことでびっくりをする中で、細かい経過がわかりませんというのが私の大きな反対の理由です。そして、一番大切なのは、線下補償

の10年間の補償が、地主が変わったら、変わった地主が取るべきだということを再度申し上げて、動議に対する賛成討論を終わります。皆さん方のご同意をよろしくお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 次に、原案に対する賛成意見の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案両方に対する反対意見の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認めます。

次に、原案に対する賛成意見の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認めます。

次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） 私は、この補正案に対しまして、修正案を賛成する立場で討論をさせていただきます。

町が土地を購入するということは大変重要な案件であり、そういった中で、長年にわたる交渉をしていただいた努力につきましては理解できるところもございますが、10年間の補償に関して何ら理解のできる回答はいただけませんでした。そういった中で、疑問が残ったままこの補正予算の採決を行うことは、議員として絶対にあってはならないと私は思っております。

したがって、この修正案に賛成し、私の討論とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これから、議案第86号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算を採決するわけでございますが、まず、本案に対する勢旗議員ほか2名から提出されました修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） 起立多数です。ご着席ください。

したがって、ただいま修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決をいたします。

原案に賛成の皆さんのご起立をお願いいたします。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。ご着席をお願いします。

したがって、修正議決をした部分を除く原案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 本日はこれにて延会することに決定しました。
この続きは、あす9月18日、午前9時30分から開議しますのでご参集ください。
どうもご苦労さんでございました。
（延会 午後 6時24分）